

FMCだより

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年で16年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

消費税の特定期間

登場人物
M社 経理部長
M社の 顧問税理士

ざっくりと

半年分の売上
や人件費なんて
把握できるの？

消費税の
特定期間ですね。

古門部長 そうそう。

法人ならば、
事業概況書の
裏面に月別で
記載する箇所が
ありますね。

ああ、なるほど。

古門部長 顧問税理士

個人ですと
決算書の二面
に月別であり
ますね。

ああ、なるほど。

古門部長 顧問税理士

個人の
人件費は
今のところ
ありませんが。

ただ、非課税も
含まれて
いますから、まあ
ざっくりと把握
できかね。

ああ、なるほど。

古門部長 顧問税理士

全く把握
できないわけ
ではない、
程度ですね。

従来、消費税を納めなくともよい事業者（免税事業者）の要件は、原則として基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることでした。この場合の基準期間とは、個人事業者であれば前々年、法人であれば前々事業年度です。

しかし、この要件に次の要件が加わる改正がなされました（消法9の2）。

次のいずれかの要件を満たすこと

- ・ 特定期間の課税売上高が1,000万円以下であること
- ・ 特定期間の給与等の支払額の合計額が1,000万円以下であること

特定期間とは、原則、前年（法人であれば前事業年度）の上期半年分を指します。基準期間とは異なりますので、注意しなければなりません。

この改正により、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、上記いずれの要件にも該当しない場合には、消費税を納める事業者（課税事業者）に該当することになりました。

例. 個人事業者（または12月決算法人）の場合
改正前：基準期間の課税売上高のみで判定

H23. 1. 1～12. 31	H24. 1. 1～12. 31	H25. 1. 1～12. 31	H26. 1. 1～12. 31
課税売上高 800万円	→	免税事業者	
	課税売上高 1,900万円	→	課税事業者

改正後：基準期間の課税売上高の他、特定期間の要件が追加

H23. 1. 1～12. 31	H24. 1. 1～12. 31	H25. 1. 1～12. 31	H26. 1. 1～12. 31
課税売上高 800万円	→	課税事業者	
	特定期間 1,100万円	↑	
	課税売上高 1,900万円	→	課税事業者

個人事業者等は今年前半の課税売上高等が対象

この改正は、平成25年1月1日以後開始する年又は事業年度から開始されます。

上記例であれば、平成24年1月1日から6月30日までの期間が特定期間に該当するため、そろそろ算定できる時期です。基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合には、必ず今年前半の課税売上高や給与等の支払額の合計額が1,000万円以下であるかどうか確認をしましょう。給与等の支払額は、特定期間中に支払われた給与、賞与等です。個人事業者は専従者給与分、法人は役員給与分も当然含まれます。算定するには、給与の月次明細表の課税支給額等から計算するとよいでしょう。

もし課税事業者となった場合、実際の納税計算は平成25年分からはなるものの、一定のみなし仕入率を用いて計算する簡易課税制度を適用するには、上記例であれば平成24年中に届出書を提出する必要があります。



所得税の予定納税

7月は、所得税の予定納税の時期です。所得税の予定納税は、すべての納税者が対象となるわけではありません。それでは、どの方が予定納税の対象となるのか、今回お届けしたいと思います。

所得税の予定納税

所得税の予定納税は、個人の前年分の税額が15万円以上である場合に、その一部を予め納付する制度をいいます。この場合の前年分の税額とは、その年の5月15日現在確定している前年分の所得金額や税額を基に計算した、予定納税基準額を指します。

予定納税基準額の計算方法は、次の通りです。③が予定納税基準額となります。

- ①前年の所得金額のうち、分離課税所得（株式の譲渡、土地建物の譲渡、退職所得など）を除いた総合課税の対象となる総所得金額（譲渡所得、雑所得、一時所得を除く）を計算します。
- ②①から前年の所得控除額を差し引き、税額を計算します。
- ③②の税額から源泉徴収税額（上記①の総所得金額として計算した所得に係るものに限る）を差し引きます。

この予定納税基準額が15万円以上となる場合には、6月中旬に税務署から書面で通知されるため、予定納税基準額を自ら計算して予定納税をする必要はありません。書面の到達を待って、対応することになります。

納付回数は、原則として2回です。1回につき、予定納税基準額の3分の1相当額を納付します。納付時期は、7月（第1期分）及び11月（第2期分）です。納付方法は、指定口座から引き落される振替納税の他、金融機関又は税務署の窓口での納付や電子納税による方法があります。また、30万円以下の納付であれば、バーコード付きの納付書を用いて、コンビニエンスストアでの納付も可能です。

所得税の予定納税額の減額申請

上記計算方法を見てお分かりの通り、予定納税基準額は前年を基に計算しているため、今年の実績が反映されているわけではありません。そのため、前年ほど今年は儲からない等、6月30日現在の状況で予定納税基準額よりも下回ると見積もることができる場合には、税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば、予定納税額の減額を受けることができます。例えば個人事業から法人成りをされているような場合であれば、減額申請を検討する必要があるでしょう。

今年の第1期分の減額申請を行う場合には、7月17日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署へ提出する必要があります。この申請書には、所得金額等の見積額を記載する欄や、見積の基礎となった資料を添付する必要があるため、感覚だけでこの申請書を提出することはできません。もし、事業低迷が申請理由であれば帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要があります。



定年の引上げ等を行った場合に支給される助成金

平成25年4月に老齢厚生年金の支給開始年齢が引上げられることから、高年齢者法の改正が予定されていますが、高年齢者雇用に関しては様々な助成金制度が設けられています。このうち今回は、平成24年4月1日に改正された「中小企業定年引上げ等奨励金」（以下、「奨励金」という）の概要を取り上げましょう。

1. 奨励金の支給対象事業主と措置

奨励金の支給対象となる事業主は、以下のいずれかの措置を講じている中小企業事業主（雇用保険の被保険者数300人以下の事業主）とされています。

- a. 65歳以上への定年の引上げ
- b. 定年の定めの廃止
- c. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
- d. 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入

2. 奨励金の支給額

奨励金の支給額は、各措置により決められており、以下のとおりとなります。

企業規模	①定年の引上げ (65歳以上70歳未満)	②定年の引上げ(70歳以上)、定年の定めの廃止または希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	③希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
1～9人	40万円(20万円)	40万円(20万円)	20万円(-)
10～99人	60万円(30万円)	80万円(40万円)	40万円(-)
100～300人	80万円(40万円)	120万円(60万円)	60万円(-)

※①および②については支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者がいない場合、支給金額は()の金額となり、③の奨励金は支給されない。

※高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する事業主には、一律20万円を加算する措置あり。

3. 改正のポイント

今回の改正では、支給対象となる措置の変更や支給額の引下げが行われ、支給要件が厳しくなりましたが、一方でこれまでの制度導入後6ヶ月経過していることという支給要件が撤廃されました。これに伴い、制度導入後、直ちに奨励金の申請ができることとなり、奨励金の使い勝手が改善されています。なお、平成23年度分においても平成23年10月1日から平成24年3月31日の間に制度を導入した場合は、6ヶ月の運用期間を経ず申請できるようになっています。

企業によっては、実質的に65歳以降も従業員全員を継続雇用しているような場合も少なくありません。よって65歳定年の引上げなどに特に問題がないようであれば、制度の整備を行い、このような奨励金を活用されてはどうか。なお、奨励金の詳細は、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。





業種別夏季賞与 1人当たり平均支給額

そろそろ夏季賞与の季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に従業員規模5～29人と30～99人の事業所における平成23年の夏季賞与について、支給労働者1人当たりの平均支給額などを紹介します。

給与2ヶ月分を支給する業種は、22年年末賞与に引き続き見当たらず

主な業種および従業員規模別に夏季賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成23年業種・事業所規模別賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
建設業	224,654	549,677	0.75	1.37	59.0	86.2	54.7	81.5
総合工事業	197,851	406,375	0.69	1.06	52.9	88.2	48.9	83.9
職別工事業	208,274	398,608	0.75	1.12	58.9	52.0	54.8	45.5
設備工事業	273,374	774,439	0.84	1.85	69.7	96.7	64.6	94.7
製造業	228,411	297,895	0.81	1.01	61.0	81.2	57.6	79.3
消費関連製造業	186,373	220,051	0.71	0.84	50.6	73.1	46.7	71.5
素材関連製造業	226,519	340,201	0.78	1.10	66.8	88.5	63.4	85.4
機械関連製造業	272,347	320,203	0.95	1.05	67.2	81.6	64.6	80.2
食料品・たばこ	194,767	176,323	0.77	0.77	52.5	73.8	50.1	73.5
繊維工業	150,618	219,404	0.61	0.86	49.2	64.6	45.9	63.6
木材・木製品	138,698	256,216	0.55	0.80	48.7	79.6	52.0	79.2
家具・装備品	132,882	294,052	0.47	0.85	37.8	80.4	34.9	76.0
パルプ・紙	201,774	322,166	0.81	1.00	77.1	88.1	72.4	85.4
印刷・同関連業	243,419	304,423	0.77	0.96	46.3	74.7	43.3	71.2
化学、石油・石炭	477,245	529,525	1.25	1.56	76.4	91.9	75.2	92.1
プラスチック製品	203,248	300,128	0.73	1.01	66.0	82.4	60.5	78.8
ゴム製品	213,466	269,722	0.78	1.06	32.0	96.3	37.3	96.8
窯業・土石製品	171,423	270,969	0.63	0.98	64.6	83.0	66.2	83.3
鉄鋼業	307,671	425,593	1.00	1.40	73.4	93.7	69.3	91.7
非鉄金属製造業	246,109	424,546	1.01	1.36	59.8	89.6	58.8	90.2
金属製品製造業	201,982	267,886	0.74	0.86	71.2	91.6	64.6	83.3
はん用機械器具	293,145	360,451	0.88	1.13	72.9	57.7	68.4	60.0
生産用機械器具	252,432	279,256	0.86	0.96	72.4	95.0	68.6	95.2
業務用機械器具	278,516	351,040	0.93	1.10	71.1	88.9	70.6	84.4
電子・デバイス	197,596	304,593	0.79	1.14	53.4	72.6	48.7	68.1
電気機械器具	312,712	313,057	1.13	1.09	69.4	90.8	68.7	88.9
情報通信機械器具	532,826	303,859	1.80	0.97	26.7	76.0	32.9	69.2
輸送用機械器具	250,738	346,422	0.91	1.05	73.7	81.3	69.9	81.3
その他の製造業	167,409	297,477	0.69	1.01	58.5	77.8	47.5	71.8
電気・ガス・熱供給等	580,466	725,882	1.47	1.70	97.5	100.0	95.1	100.0
情報通信業	392,223	493,158	1.01	1.37	58.5	91.0	60.3	87.5
情報サービス業	377,082	417,976	0.95	1.21	51.7	89.3	54.2	85.4
映像音声文字情報	511,764	492,360	1.11	1.28	45.2	88.4	49.2	83.3
運輸業、郵便業	271,377	302,768	0.88	0.91	63.3	85.0	62.8	82.4
路旅客運送業	83,093	62,788	0.58	0.29	45.4	60.6	39.2	63.2
道路貨物運送業	200,697	229,616	0.70	0.80	52.7	85.1	53.6	80.3

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成23年業種・事業所規模別賞与支給労働者1人平均支給額など (2)

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
卸売業、小売業	259,814	251,590	0.91	0.93	64.1	89.7	63.4	87.5
卸売業	394,230	471,939	1.17	1.43	77.4	90.4	74.6	86.0
繊維・衣服等卸売業	361,317	699,459	1.01	1.80	58.7	73.0	60.1	62.5
飲食品卸売業	304,576	380,035	1.05	1.22	74.3	96.1	67.9	95.5
機械器具卸売業	470,976	560,558	1.30	1.53	82.5	89.2	79.1	80.8
小売業	179,092	121,645	0.76	0.64	58.1	89.3	58.5	88.3
各種商品小売業	71,265	87,820	0.46	0.63	52.3	93.4	47.0	85.7
織物等小売業	111,363	0	0.60	0.00	54.1	0.0	55.1	0.0
飲食品小売業	69,099	69,660	0.44	0.47	30.5	90.4	31.7	88.9
機械器具小売業	339,618	400,000	1.10	1.26	87.2	100.0	83.2	100.0
金融業、保険業	477,065	589,279	1.52	1.61	94.6	90.7	93.2	91.5
不動産業、物品賃貸業	313,996	392,290	1.00	1.13	74.6	93.7	73.2	93.1
不動産業	407,864	403,824	1.17	1.15	69.6	94.7	67.7	94.5
物品賃貸業	195,548	372,609	0.75	1.09	82.1	91.9	82.8	90.7
学術研究等	300,477	554,246	0.99	1.43	78.2	83.4	75.3	82.8
専門サービス業	306,522	532,644	1.01	1.33	85.8	50.8	82.6	58.3
広告業	263,436	519,127	0.73	1.19	59.8	83.7	61.1	80.0
技術サービス業	294,890	524,874	1.00	1.45	74.2	90.1	70.9	89.1
飲食サービス業等	42,773	73,149	0.34	0.41	41.5	73.7	35.5	75.0
宿泊業	68,753	94,563	0.46	0.48	59.8	55.2	44.7	53.7
飲食店	34,178	49,329	0.32	0.35	40.5	78.7	35.2	78.3
持ち帰り・配達飲食	106,917	517,818	0.54	1.50	30.7	56.0	29.0	71.4
生活関連サービス業等	152,958	131,964	0.63	0.62	46.6	81.0	38.3	82.0
娯楽業	183,017	131,609	0.79	0.60	59.4	78.5	52.5	81.5
教育、学習支援業	367,035	566,654	1.25	1.61	82.0	97.1	76.7	96.5
学校教育	450,740	598,413	1.43	1.66	95.7	100.0	95.4	100.0
他教育、学習支援	202,983	319,474	0.97	1.03	64.0	79.2	59.3	71.4
複合サービス事業	348,514	368,014	1.30	1.21	96.7	99.5	96.8	98.4
その他のサービス業	317,003	331,701	1.05	1.07	71.3	83.4	71.1	82.5
廃棄物処理業	221,613	390,336	0.83	1.16	81.5	95.4	76.5	95.7
自動車整備等	382,442	562,423	1.13	1.44	68.1	96.6	67.3	95.3
職業紹介・派遣業	221,691	178,975	0.91	0.76	61.2	75.5	56.5	73.9
他の事業サービス	271,389	284,793	0.88	0.98	64.4	78.3	69.1	76.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

支給労働者1人平均支給額は業種や規模によって様々ですが、0円という結果の業種から77万円までの幅があります。きまって支給する給与に対する支給割合は、22年の年末賞与に引き続き、2ヶ月分を支給している業種はなく、1ヶ月分を割り込んでいる業種も多くみられます。

支給事業所数割合についても、従業員規模30～99人では0%の業種がある一方、100%の業種もみられます。

貴社の業種の状況はいかがでしょうか。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所（事業所・企業統計調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。

きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

医療情報



病院・一般診療所の 夏季賞与1人当たり平均支給額

夏季賞与の季節を迎えますが、医療機関ではどの程度の賞与が支給されているのでしょうか。ここでは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（※）から、病院と一般診療所の別に、直近2年（平成22年と23年）の夏季賞与の支給労働者1人当たりの平均支給額などを、事業所規模別に紹介します。

病院は増加、一般診療所は減少

上記調査から、病院と一般診療所別、事業所規模別の夏季賞与支給状況をまとめると以下のとおりです。

病院

23年の夏季賞与は事業所規模にかかわらず22年に比べ増加しました。きまって支給する給与に対する支給割合は、事業所規模にかかわらず22年と23年でほとんど変化がありませんでした。支給労働者数割合と支給事業所数割合は、23年には事業所規模5～29人、30～99人とも100%となりました。

病院・一般診療所別夏季賞与支給労働者1人平均支給額

病院	事業所規模 5～29人		事業所規模 30～99人	
	22年	23年	22年	23年
支給労働者1人平均支給額（円）	142,506	158,650	203,435	210,835
きまって支給する給与に対する 支給割合（ヶ月）	0.91	0.90	0.70	0.72
支給労働者数割合（％）	72.0	100.0	100.0	100.0
支給事業所数割合（％）	66.9	100.0	100.0	100.0

一般診療所

23年の夏季賞与は事業所規模5～29人、30～99人とも22年を下回りました。きまって支給する給与に対する支給割合は、病院と同様、ほとんど変化がありませんでした。支給労働者数割合と支給事業所数割合は、事業所規模30～99人は22年、23年とも100%ですが、5～29人については、85%程度にとどまっています。

一般診療所	事業所規模 5～29人		事業所規模 30～99人	
	22年	23年	22年	23年
支給労働者1人平均支給額（円）	197,994	182,120	249,152	248,690
きまって支給する給与に対する 支給割合（ヶ月）	0.94	0.92	0.79	0.82
支給労働者数割合（％）	85.3	85.4	100.0	100.0
支給事業所数割合（％）	84.6	85.0	100.0	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

今年の夏季賞与の支給状況はどうなるでしょうか。

（※）毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所（事業所・企業統計調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。

きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前に取り先への周知徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2012年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請

2. 労働保険の年度更新

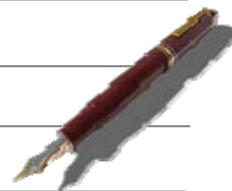
3. 労働者死傷病(軽度)報告の提出

4. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

5. 改正育児・介護休業法の全面施行

6. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

7. 夏季休暇にまつわる諸業務



1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は、所得税の予定納税額の納付期限月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

2. 労働保険の年度更新

昨年4月から今年3月までの保険料を概算払いとして前納し、年度が終わった後に正しい保険料を算出し差額を精算します。賃金総額の集計・納付書の記入・チェックは良いでしょうか？

3. 労働者死傷病(軽度)報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で休業日数が1～3日の場合は、四半期ごとにまとめて、所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

4. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

5. 改正育児・介護休業法の全面施行

従業員数100人以下の企業についても、7月1日より改正育児・介護休業法が全面施行となります。育児介護休業規程の見直しをまだしていない場合には、早急に整備を行いましょう。

6. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します(配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう)。万が一遅くなってしまった場合は7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」として贈るのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか送付前に再チェックしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありません。早めにお礼状を送付しましょう。

7. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前に取り先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無(ある場合は日程)の把握をしておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届け出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

緊急連絡に備えておきましょう。



2012.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	仏滅	●算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月17日）
2	月	大安	
3	火	赤口	
4	水	先勝	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅	小暑
8	日	大安	
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●算定基礎届の提出（～7月10日） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新（6月1日～7月10日） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	仏滅	
14	土	大安	
15	日	赤口	
16	月	先勝	海の日
17	火	友引	●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出 ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月17日）
18	水	先負	
19	木	赤口	
20	金	先勝	
21	土	友引	
22	日	先負	大暑
23	月	仏滅	
24	火	大安	
25	水	赤口	
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	
30	月	大安	
31	火	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分） ※市町村の条例で定める日まで